

# 分譲宅地事業の残地現況調査を行なって

2006年8月25日 原告団長 西澤伸明

今回、被告提出の「目録2類（監査の時点において占有されており、かつ、提訴の時点では土地代金の納入が完了していた土地以外のもの）」の現況を調査して、その事業と管理のデタラメぶりを改めて確認できたように思う。

- 1、「任務懈怠はない よって損害は生じない」と言うような論立ての被告側主張に一寸の道理もないことが客観的事実により裏打ちされた。
- 2、「隣の空き地に物置小屋を置いて使っていたが、町から撤去してほしい、と連絡があり、どけた」という町民の話がきっかけで登記簿を確認すると、町提出の「残地リスト」には記載されていない分譲地が確認できた。それによると昭和61年3月7日付けで町の所有となっている。このことがきっかけで“あやしい”と思う土地を次々調べると、公募リストで判明した土地4筆も含め合計で、実に16筆に及びます。
- 3、しかも、三角地など半端ものではなく、300㎡（約90坪）前後のまとまった宅地が多数である。
- 4、ですから、山本日出男氏は、町長就任1年前から売却可能な宅地がありながら、全く分譲する気も「残地」として認識し「処分」する計画すら20年間にわたって無かったものと考えられる。これが任務懈怠と言わずして、他にどう呼ぶのか。
- 4、さらに町民からの連絡で「分譲宅地の公募売却」の希望者募集がされていることが分り、「公募要綱」書類一式を町担当課から取り寄せると、新たに被告提出残地リストに不記載の4筆が判明した。議会と町民にはウソを平気でつき、こっそりと“処分”してしまおうとしていたのだろうか？？解放同盟に媚へつらうことだけを“訓練”させられてきたからか、特有の隠ぺい体質と姑息さを感じさせないわけにはいかない。
- 5、議会質問で筆数がいまいなので「残地はもうこれ以上ないのか」ところ「増える可能性がある」と答えている。まさしく、このことではないかと思う。
- 6、現地調査を行なった限り、山本日出男氏が町長に就任するずっと、ずっと以前から「土地の権利義務がこんがらがってどうにもならない状況」ではなく、「土地をめぐる利権は断じて許さない」とする立場にいれば、ひとつひとつ解決がつけられたものだと考えられる。
- 7、法廷の外が主戦場を意味する「大衆的裁判闘争」として、町民と県民に実態を知らせ、勝利判決はもちろんだが、現実に損害を回復させる旺盛な活動・たたかいが必要だ。原告5人が力を合わせ、支援者・町民と協力し合って、たたかいを発展させる決意を新たにしている。

\* 現況写真集は裁判長に提出した後、ここに掲載しますのでご覧下さい。